

# 償却資産のしおり

固定資産税は、土地・家屋及び償却資産の所有者に課税されますが、償却資産の評価については、土地・家屋の場合と異なり、納税義務者から申告を求める事になりますので、同封の申告書に必要事項をご記入のうえ、申告期限までに提出して下さい。

◎申告期限 令和8年2月2日（月）

◎申告場所 毛呂山町役場税務課資産税課税係

## 【申告していただく方】

令和8年1月1日現在、毛呂山町に所在する事業の用に供する償却資産を所有している個人又は法人の方が対象となります。

新規の方、資産が増加した方は「増加」の申告をお願いします。廃業・移転・合併等で資産が減少した方は「減少」の申告を、申告する資産に変更がなければ「増減なし」の申告を、償却資産を所有していない方は「該当資産なし」の申告をお願いします。

## 【申告していただく資産】

土地・家屋以外の事業の用に供することのできる有形減価償却資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの。※自動車税・軽自動車税が課されているもの及び生物は除く。

1. 構築物 ……土地に定着して設備された建物以外の建造物をいい、橋・塀・鉄塔・軌道・貯水池・煙突・立体駐車場・舗装道路・その他土木設備及び工作物。
2. 機械及び装置 ……旋盤・ボール盤・モーター・太陽光発電設備・他の工作機械・燃焼重機・化学装置・冷凍装置等をいい、コンベア・起重機・ブルドーザー・ユンボ等も含まれる。
3. 船舶 ……海上及び水上運搬具をいい、ランチボートも含まれる。
4. 航空機 ……人又は物を搭載して航空の用に供するもので、ヘリコプター・グライダーも含まれる。
5. 車両及び運搬具 ……特殊自動車・自転車・手押し車等。
6. 工具器具及び備品 ……作業工具・測定器具・計算機・ワープロ・パソコン・コピー機・ロッカー・陳列ケース・机・椅子等。

## 【償却資産として取り扱われる資産】

1. 遊休及び未稼動であっても、1月1日現在において事業の用に供することのできる状態にある資産。
2. 簿外資産として取り扱われている資産であって、1月1日現在事業の用に供している資産。
3. 取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）以外の資産。又は、取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）以外の資産。
4. 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
5. 耐用年数を経過した資産で一定の減価償却を終わって帳簿残存価額のみ計上している資産であっても事業の用に供することができる状態にある資産。  
なお、償却資産の減価償却可能限度額は、取得価額の95%です。したがって、当該資産を使用している間は、5%の残存価額で償却資産として取り扱われます。

## 【マイナンバーの記載】

マイナンバー記載欄には個人事業者の方は12桁の個人番号、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰で記載していただくようお願いいたします。個人番号を記載した申告書をご提出いただく際には、本人確認（番号確認及び身元確認、代理申告の場合は併せて代理権の確認）ができる書類等の写し（代理権の確認書類については原本）を申告書に添付のうえ、ご提出ください。なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合は、本人確認書類の添付は不要です。

## 【その他】

- ・消費税について

税込経理方式 ……消費税を含んだ額にして下さい。  
税抜経理方式 ……消費税を含まない額にして下さい。
- ・減価償却の仕方について

すべて定率法によるものとし、定額法は採用しません。
- ・価額の補正について

災害の事由により、当該資産の価額が著しく低下した場合には、程度に応じ評価額の補正が行われますので、申告の際にご連絡下さい。
- ・改良費について

改良費については、個別の資産として、当該資産の法人税法等の申告の取り扱いに準じ申告して下さい。